

わが国における養鶏獣医師の育成問題

磯部 尚[†] (鶏病研究会 理事長)

わが国では、家畜伝染病予防法(家伝法)で飼養衛生管理基準が定められている。その中で鶏に関することでは、「各鶏舎ごとに飼養衛生管理者を配置すること」「農場毎に担当の獣医師または診療施設を定め、定期的に健康管理について指導を受けること」とされて

いる。前者については必ずしも獣医師である必要はないが、後者については養鶏、家禽衛生のことを理解している獣医師が必要である。

それでは、わが国に養鶏、家禽衛生のことが専門の獣医師がどれだけいるのであろうか。養鶏専門の開業をしている養鶏臨床獣医師、飼料、薬品、鶏などを扱う企業・団体が養鶏を担当している獣医師、都道府県の家畜保健衛生所で管轄内に養鶏場など養鶏関連の施設があるため他の家畜の衛生指導と併せて養鶏の衛生指導を行っている県職員の獣医師などがいると思う。しかしこれら養鶏に係る獣医師の実際の数は良くつかめない。養鶏専門の開業をしている養鶏臨床獣医師、全国で何人いるのであろうか。飼料、薬品、鶏などを扱う企業・団体が養鶏現場を回る獣医師、自社の医薬品開発や家禽衛生などを担当する獣医師は、鶏病研究会の賛助会員の養鶏関連企業・団体が多くみられることから結構いるものと思う。各都道府県の家畜保健衛生所などに勤務する獣医師は、農林水産省によると令和4年4月1日現在全国で2,015人おり、養鶏担当専門とはならないかもしれないが多くの高病原性鳥インフルエンザの対応など何らかの形で養鶏と関わっているものと考えられる。したがって、わが国ではこれらの獣医師が実際の養鶏、家禽衛生を担っているものと思われる。

このような状況の下、養鶏に関わる獣医師のわが国での人材育成はいかがだろうか。獣医系の大学教育で「家禽疾病学」は専門必修科目であり、出題比率は高くはないかもしれないが多々試験科目がある獣医師国家試験の試験科目になっている。鶏病研究会で発行している単行本「家禽疾病学」は、獣医学教育モデル・コアカリキュラ

ム準拠となっており、大学での授業や食鳥検査などの各種講習会でのテキストとして利用されている。その他、中央畜産会・家畜衛生対策推進協議会が農林水産省の補助事業である「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」の中で、「臨床実習等支援事業」として各獣医系大学、共済組合などで馬、牛、豚を主な対象畜種として臨床実習に取り組んでいる。また、その事業の中の「行政体験研修」として都道府県にある家畜保健衛生所にインターンシップとして職場体験を行っている。その他、「産業動物獣医師についての理解醸成講習会」も開催され、産業動物獣医師について紹介する取組を行っている。

卒業教育としては、全国の都道府県の家畜保健衛生所などの獣医師には、農林水産省が行う家畜衛生講習会の一つで鶏疾病特殊講習会が農研機構動物衛生研究部門で年1回開催されている。他に自主的な取組にはなるが鶏病研究会による春・秋の全国研修会、全国6地区の地区研修会、各府県支部で開催される支部研修会、日本獣医学会家禽疾病学分会及び有志による鶏病臨床研究会などがある。しかし、企業・団体などの養鶏担当の獣医師は、自社内での職場現場教育(on the job training: OJT)で経験を積み重ねて習得するのが多いと思われる。また、養鶏開業獣医師は既に開業している獣医師に付いてOJTで習得するか、ある程度企業や団体が養鶏現場を回り経験を積んだのちに開業することがあると思われる。いずれにしても、わが国では都道府県の家畜保健衛生所の獣医師を対象とした農林水産省の鶏疾病特殊講習会以外には公的な組織だった講習会はなく、また連携を築く場として鶏病研究会、日本獣医学会家禽疾病学分会及び有志による養鶏臨床研究会以外にない状況にある。鶏病研究会はわが国でのニューカッスル病の撲滅に向け産官学が一体となって取り組んだ発足経緯から、その後発生した種々の家禽衛生問題についても組織の壁を越えて取り組んで来た。令和4年秋から令和5年春にかけてわが国では今までにない高病原性鳥インフルエンザの発生がみられ養鶏産業にとって大きな打撃となっており、国民生活にも大変な影響を及ぼしている。今まさに養鶏関係者が強く連携し、わが国の養鶏産業のため

[†] 連絡責任者：磯部 尚 (鶏病研究会)

〒305-0856 つくば市観音台1-21-7 サンビレッジ川村C-101

☎・FAX 029-836-8533

E-mail: t-isobe@jlta.jp

一致団結して取り組む必要がある。

米国では、「Avian Diseases」という鳥類疾病に関する雑誌を年4回発行している米国獣医師会（American Veterinary Medical Association：AVMA）傘下の米国鳥類病理学会（American Association of Avian Pathologists：AAAP）があり、アメリカ家禽獣医師協会（American College of Poultry Veterinarians：ACPV）という組織と非常に強く連携している。その協会は、家禽獣医師の資格証明審査、研修プログラム審査、卒後教育、試験、再認定、任命（指名）などの委員会を設けて、「獣医専門職としての鶏病獣医の基準の確立と証明の付与」を行っている。現在、日本獣医師会で考えている認定・専門獣医師協議会の設置と専門獣医師認定・登録の仕組み（案）[1]に非常に関心を持っている。2019年8月に日本獣医師会の農林水産省補助事業「獣医療提供

体制整備推進総合対策事業」で鶏病研究会も共催という形で「養鶏管理獣医師による実践的な技術・知識習得講習会」を開催した。今年度も日本獣医師会と鶏病研究会の共催で「第2回養鶏管理獣医師講習会」を開催予定である。

鶏病研究会も農林水産省、日本獣医師会、中央畜産会等の関係機関と連携をとり、養鶏専門獣医師の育成について考えていければと思う。

参 考 文 献

- [1] 境 政人：愛玩動物看護師法の制定と今後の取組み—チーム獣医療の連携推進に向けて（V）— 愛玩動物看護師法の運用における獣医師及び獣医師会の役割と国民の期待，日獣会誌，74，74-83（2021）